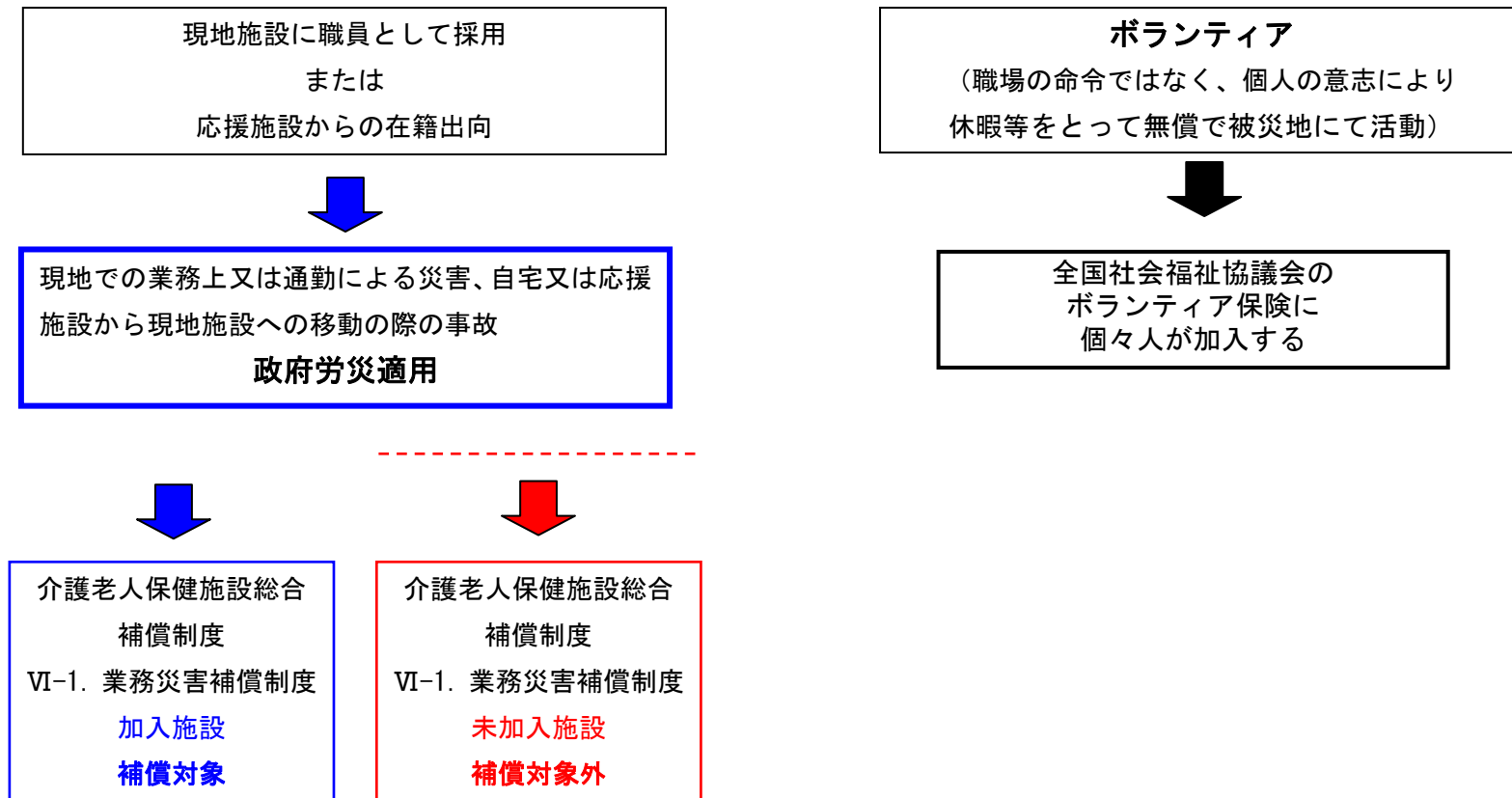


東日本大震災における『ボランティアの保険』について

質問：厚生労働省からのQ & Aで、「派遣される職員が現地施設に職員として採用される場合であれ、応援施設からの在籍出向の場合であれ、現地での業務上又は通勤による災害についてはもちろん、自宅又は応援施設から現地施設への移動の際の事故についても、労災の補償となる。」とあるが、ボランティアの保険はどうなるのか？

全老健が契約者となって（あるいは窓口となって）、加入し派遣スタッフ（ボランティアスタッフ）のケガに備える保険はあるのか？



※現地での活動中、地震・噴火・これらによる津波、風土病により被った身体障害は免責（補償対象外）

確認先：東京海上日動火災保険株式会社